令和８年伊那市告示第３７３号

令和８年度 伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託
公募型プロポーザル実施要領

長野県伊那市（以下「市」という。）が令和８年度に行う「令和８年度 伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託」を委託する事業者選定に当たり、プロポーザル方式により受託者を決定するため、次のとおり公募します。

令和８年１１月１８日

長野県伊那市
伊那市長　吉田　浩之

１　業務の概要及び提案依頼内容

（１）業務名

令和８年度 伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託

（２）目的

本業務は、伊那市に息づく多様な地域文化を土台とし、地域の魅力や暮らしの知恵に現代の感性を掛け合わせることで、次世代や外部の専門人材と共に創り上げる過程を大切にしながら映像や音楽などの現代的表現によるオリジナル作品を制作・発信することを目的とする。

なお、本業務において対象とする「地域文化」とは、狭義の伝統芸能や歴史的文化財だけに留まらず、自然環境、日々の暮らしの営み、食や手仕事、生業やコミュニティの記憶など、伊那の風土から生まれたあらゆる地域資源や営みを包括するものとする。その創作と発信のプロセスを通じ、子どもや若者、市民が第一線のアーティスト等の専門人材と共にクリエイティブな活動に主体的に取り組みながら地域の多様な営みに触れ、魅力を自ら「再発見」し、刺激的で心躍る体験の中で共創の楽しさや繋がりを実感できる環境を創出する。あわせて、制作過程そのものを随時発信していくこと自体が、シティプロモーション及び地域ブランディングとなるアプローチを展開する。これにより、郷土への愛着と自らの活動への誇り（シビックプライド）を育み、持続可能な文化継承の仕組み及び将来的な経済価値の創出を築き上げるとともに、「森といきる 伊那市」のブランド推進を図る。 本プロポーザルは、事業者の実績、企画力、地域人材を活用した実施体制等を総合的に評価し、本事業を一体的に推進できる委託候補者を選定するために実施する。

（３）業務内容

別紙１「令和８年度 伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委

託仕様書」に示す要件を満たした業務を行うこと。

※詳細は、別紙１「令和８年度 伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託仕様書」のとおり。

（４）企画提案を求める具体的内容の項目

上記（３）の業務内容をもとに以下の内容を提案内容に含めること。なお、事業終了後も継続して地域文化の継承や魅力発信・作品活用等を行う効果的な仕掛けを展開すること。

ア　本事業に対する理解

・「森といきる 伊那市」を軸に多様な地域文化や地域資源（自然・歴史・暮らしの知恵・食・生業・伝統芸能等）を理解し、現代的価値へ再編集する視点があるか

・本事業の目的や背景を理解し、子どもや若者、市民のシビックプライド醸成や持続的な文化継承、将来的な価値創造につながる提案となっているか

イ　３か年グランドデザインの構築（全体構想・ロードマップ・事業全体統括）

ウ　地域文化資源の掘り起こし・現代的表現への企画検討・ニーズ把握（地域文化・地域資源の棚卸し・ストーリー化、若者や市民の関心や参加意欲に関する事前の調査・検証手法）

エ　主体的な若者等によるコアメンバーのネットワーク形成と体制の土台づくり（若年層や地域人材、外部クリエイター等が楽しみながら主体的に関われる「余白」を活かした有機的なネットワーク設計）

オ　ワークショップ及びオリジナル作品制作の企画設計・試行（キックオフ）（初年度を将来に向けた土台づくり・スモールスタートと位置づけ、気運醸成を図るキックオフや試行的なワークショップを通じて、参加者が第一線のアーティスト等の熱量に触れながら主体的に取り組むプロセス設計、地域の担い手との密接な協働、小規模展開からの丁寧な検証）

カ　広域発信・将来展開及び作品活用ロードマップ（集大成の発表・リリース、デジタルメディア等を通じたプロセスを踏まえた広域発信、制作したオリジナル作品が学校現場や観光・移住プロモーション、地域イベント、商業・文化施設等で地域内外に広く利活用されるための具体的な仕掛け）

キ　持続的な事業推進・継承に向けた検討（継続に向けたノウハウ蓄積、文化のバトンをつなぎ地域に新たな循環や賑わいを生む運用・還元モデルの検討視点）

ク　サーバントリーダー的伴走と地域人材活用（地域の人々をひきたてる伴走体制）

ケ　実施体制・業務遂行能力（プロジェクトマネージャーやファシリテーター等の配置と役割分担、第一線のアーティストや外部クリエイター等を確実に巻き込み、現場へ適切に配置・アサインするための具体的なネットワークや実績）

コ　既存団体・地域関係者との丁寧な協働（地域団体、保存会、伝承者等の意向尊重と丁寧な対話・調整による連携体制）

サ　市との連携・アジャイル型進捗管理及び業務実施スケジュール（週１回程度の打合せ等による柔軟・機動的な進捗管理体制）

シ　事業推進に関わる実績・ノウハウ（①地域ブランディング及び地元団体等との協働推進実績、②外部専門人材との連携及び作品制作・体験プログラム運営実績）

ス　任意提案（自主事業提案／本事業の推進に資する独自提案がある場合のみ評価）

セ　業務経費見積書

※令和８年度の事業実施経費、令和９年度、令和１０年度の実施経費をそれぞれ内訳とともにわかりやすく明示すること。

（５）納品物

別紙１「令和８年度 伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託仕様書」に記載の成果物及び関連データ一式、業務完了報告書など完成図書一式及び関連データ、その他協議の上定める書類等

（６）業務の実施場所

主に長野県伊那市

（７）履行期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

※会計上の契約は単年度契約とするが、本業務は令和 10 年度までの 3 か年一貫の継続・発展事業として実施する。

（８）公募提案上限額

令和８年度　１０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、発注予定額を示すものではなく、最大事業規模を示すものである。令和９年度、令和 10 年度も同額を想定。

（９）担当課

〒396－8617　長野県伊那市下新田３０５０番地

長野県 伊那市 企画部 地域創造課 地域ブランド推進係

（課長）田中 久（担当）浦野 真由美

電話　0265－78－4111　内線 2155

メール jkz@inacity.jp

２　公募型プロポーザルによる業務委託候補者選定

業務受託を希望する者は、本要領により参加申込を行い、応募資格要件を満たしていることの確認を受けた上で企画提案書を提出すること。

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、最も優れた企画を提案した者を業務委託候補者とする。

なお、企画提案書作成費用、プレゼンテーション費用など、公募型プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。

3　質問及び回答

業務の内容等不明な点についての質問は、上記１（９）の担当課まで、別紙質問書（様式第３号）を電子メールにより送信し、その旨、電話連絡すること。（電話及び直接来庁することによる質問には応じないものとする。）

（１）質問期限　令和８年１１月２６日（木）正午まで

（２）回答期限　令和８年１２月１日（火）まで

（３）回答方法　質問と回答は、質問期限経過後、市ホームページ上へ掲載する。

4　公募型プロポーザル応募資格要件

公募型プロポーザルに応募する者は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により入札に参加することができない者でないこと。

（２）伊那市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成２７年伊那市告示第３２９号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。

（３）伊那市暴力団排除条例（平成２４年伊那市条例第１２号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（４）事業者が所在する市区町村に税の滞納がない者（法人の場合は、その代表者も含む。）であること。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

（６）市が開催するプレゼンテーション及び受託後の打合せ等に参加できること。

5　企画提案参加表明書の作成・提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案参加表明書等を提出しなければならない。また、応募資格要件の確認ができない者の企画提案書は、受理しないものとする。なお、共同事業体で応募する場合も、事業体ごと、同様の書類を提出するものとする。

（１）企画提案参加表明書の作成

企画提案参加表明書（様式第１号）

（２）添付書類

ア　事業者概要書（様式第２号）

イ　事業者の概要がわかる関係資料（定款、規約等）

ウ　事業者が所在する市区町村が発行した完納証明書

エ　令和８年度現在、国又は地方公共団体と本業務と種類及び規模が類似する契約を締結した実績がある場合には、当該業務等委託契約書の写し、又は、履行実績を確認できる書類の写し

（３）企画提案参加表明書等の提出期限、提出先等

ア　提出期限　令和８年１２月２日（水）正午（必着）
提出期限までに提出先に到達しない企画提案参加表明書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。

イ　提出先　上記１(９)の担当課

ウ　提出方法　持参又は郵送（一般書留又は簡易書留、レターパックプラスなど)、その他、民間宅配便など、配送事故等を追跡･検知できる手段でお願いします。

（４）資格要件の確認

市では、提出された企画提案参加表明書等を基に資格要件の確認を行うとともに、必要に応じて、企画提案参加表明書等の内容に関するヒアリングを行い、確認結果を令和８年１２月３日（木）までに企画提案参加表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日から起算して５日(伊那市の休日を定める条例(平成１８年３月３１日条例第３号)に規定する休日を除く)以内に、書面により説明を求めることができる。

また、提出された企画提案参加表明書等に虚偽の記載事項がある場合、企画提案参加表明書は無効とする。

（５）参加辞退の取扱い

企画提案参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、任意の様式による書面でその旨を届け出ること。

なお、辞退することによって、今後、市との契約等について不利益な取扱いを受けるものではない。

６　企画提案書の作成・提出

（１）企画提案書等の作成様式

ア　企画提案書（様式第４号）及び企画提案説明書（任意様式）
企画提案書及び企画提案説明書は、原則として全てＡ４サイズとする。
（Ａ３版は、長辺を二つ折りし､右側を更に半分外側に折り､Ａ４サイズとなるようにすること。また、内容は理解しやすい表現とすること。）

イ　見積書（様式第５号）
経費の合計額は、１（８）に示す公募提案対象額（１０，０００，０００

円以内（消費税及び地方消費税を含む。））の範囲内とすること。

ウ　会社概要又はパンフレット（写し可）

（２）企画提案書等の提出先及び提出期間等

ア　提出期限　令和８年１２月１４日（月）正午（必着）

なお、提出期間中に提出先に到達しない企画提案書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。

イ　提出先　　上記１（９）の担当課

ウ　提出方法　持参又は郵送　※５（３）の提出方法と同様。

エ　提出部数　１１部（原本１部、写し１０部）

オ　電子データ　提出物は電子データ（ＣＤ－Ｒ等）でも提出する。データ形式は、汎用型の形式（Word、Excel、PowerPoint、PDF）で作成すること。

（３）提出された企画提案書等の取扱い

ア　企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、参加者の負担とする。

イ　市は、提出された企画提案書等を参加者に無断で使用しない。ただし、業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

ウ　提出された企画提案書等は、提出後に内容を追加及び修正することはできない。

７　審査

業務委託候補者の選定は、「令和８年度伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。審査員が企画提案を別紙２「令和８年度伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託プロポーザル評価審査基準書」評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が最高点となった者を業務委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）とする。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により業務委託候補者を選定する。

（１）審査対象

提出書類及びプレゼンテーション

（２）審査基準

評価の項目、判断基準及び配点は、別紙２「令和８年度伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託プロポーザル評価審査基準書」のとおりとする。

（３）提案の失格

以下のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア　提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ　本要領に定められた以外の方法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

ウ　参加者が他の提案の代理を行ったとき。

エ　提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

オ　本要領に違反する提案を行ったとき。

カ　上記以外のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

（４）書類選考（１次選考）について

参加表明で、５者以上となった場合に、書類選考（１次審査）を行う。

ア　実施方法　提出された書類に基づき、事務局にて別紙２評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が高い４者を選定する。なお、応募者が４者以下の場合は実施しない。

イ　書類選考結果の通知

全ての業者に令和８年１２月１６日（水）に、企画提案参加表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

（５）プレゼンテーション（２次選考）の期日等

ア　期　日　　令和８年１２月１８日（金）

イ　会　場　　伊那市役所５階　５０１会議室

ウ　所要時間　　プレゼンテーション：２０分以内

審査委員による質疑：１０分以内

エ　発表順及び時間

原則参加表明の申込み順に発表順を選べることとする。

【１次選考が行われない場合】

資格要件の確認結果連絡時（令和８年１２月３日（木））に順番を選択して決定する。

【１次選考が行われる場合】

選考結果の連絡時（令和８年１２月１６日（水））に、順番を選択して決定する。

オ 準備物等　　会場には、スクリーン、プロジェクター（１５ピン/ＨＤＭＩ）及びコンセントを用意するが、その他必要な物（提案書の電子ファイルを保存したノートパソコン等）がある場合は、持参すること。

（６）審査結果は、審査終了後、速やかに全参加者に書面で通知する。

（７）その他

プレゼンテーション会場への参加人数については、１者につき４人以内とし、参加者の入れ替わりやオンラインでの参加は認めない。また、参加表明時に共同事業体として届け出ていない事業者（協力会社・再委託予定先等を含む。）の出席は認めない。

８　スケジュール

令和８年１１月１８日（水）公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）

令和８年１１月２６日（木）正午 質問締め切り

令和８年１２月１日（火）質問回答期限、回答公開

令和８年１２月２日（水）正午 参加申込み締め切り

令和８年１２月３日（木）参加資格要件の確認結果通知
令和８年１２月１４日（月）正午 審査書類提出期限
令和８年１２月１５日（火）書類選考（１次選考）
令和８年１２月１６日（水）書類選考（１次選考）選定結果通知
令和８年１２月１８日（金）プロポーザル審査（伊那市役所）
令和８年１２月２２日（火）業務委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）発表（審査結果通知）
令和８年１２月２３日（水）業務委託候補者との打合せ（伊那市役所）
令和９年１月上旬頃 契約締結予定
※日程については、変更する場合があります。

９　選定後の手続等

（１）公募型プロポーザルは事業者を選定するものであり、委託業務の実施については、提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではなく、業務委託候補者と市が委託業務の内容の詳細を別途協議、調整の上、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。この協議は、審査結果通知後１４日以内に行うものとし、１４日以内にこの協議が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者と改めて同様の協議を行うものとする。

（２）市は、９（１）の協議により委託業務の内容の詳細を決定したときは、当該業務に係る契約予定価格を決定するとともに、業務委託候補者へ書面により見積依頼を通知するものとする。

（３）業務委託候補者は、９（２）の通知を受けたときは、当該通知で定める期限までに、見積書を提出しなければならない。当該期限までに業務委託候補者から見積書が提出されない場合は、７の審査の結果、次点とされた者と改めて９（１）の協議を行うものとする。

（４）契約保証金の支払については伊那市財務規則（平成２８年伊那市規則第１７号）の規定による。

（５）委託料の支払については、契約書の支払規定による。

（６）契約書の作成等に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

１０　その他

（１）提出された書類は、返却しない。

（２）審査の透明性、公平性及び客観性の確保を期すため、審査結果は市公式ホームページ上で公表する。

（３）提出された書類は、伊那市情報公開条例（平成１８年伊那市条例第１７号）に基づく開示請求があった場合、開示の対象文書となるが、同条例第６条に規定する開示しないことができる公文書に該当する事項は開示しない。

以上